

○浦添市立体育施設の設置及び管理に関する条例

平成19年9月28日

条例第31号

改正 平成24年12月19日条例第44号

平成25年3月26日条例第17号

平成28年3月24日条例第15号

令和2年3月26日条例第12号

令和3年3月23日条例第14号

令和6年12月25日条例第32号

注 平成28年3月から改正経過を注記した。

浦添市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康の増進及び市の体育の振興を図るため、浦添市立体育施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（管理）

第3条 施設は、浦添市長（以下「市長」という。）が管理する。

（令3条例14・一部改正）

（事業）

第4条 施設における事業は、次のとおりとする。

- (1) 市民の健康増進に関する事業
- (2) 市の体育振興に関する事業
- (3) 体育振興のための人材育成に関する事業
- (4) 施設の利用に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（指定管理者による施設の管理）

第5条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせるものとする。

（開場時間）

第6条 施設の開場及び開館時間（以下「開場時間」という。）は、別表第2のとおりとする。

りとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(令3条例14・一部改正)

(休場日)

第7条 施設の休場及び休館日（以下「休場日」という。）は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開場日を休場日とし、又は休場日を開場日とすることができる。

(令3条例14・一部改正)

(利用の許可)

第8条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の許可の申請)

第9条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、あらかじめ指定管理者に申請をしなければならない。申請した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 氏名、電話番号及び住所又は居所
- (2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名
- (3) 利用する施設の種類
- (4) 施設を利用する期間及び時間
- (5) その他指定管理者が必要があると認める事項

2 前項の書面には、指定管理者が必要があると認める書類を添付しなければならない。

3 前条の許可を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、簡易な方法により申請することができる。

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、第8条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備器具等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (4) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不相当であると認められるとき。
(許可の決定等)

第11条 指定管理者は、第8条の許可の申請があったときは、同条の許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、当該申請をした者に対し、書面により通知する。ただし、第9条第3項の規定による申請については、書面による通知を省くことができる。

(許可の条件)

第12条 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第8条の許可に条件を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、第8条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第8条の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があるとき。
- (6) 公益上必要があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 前項の規定によりその利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

(入場の制限等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 施設、設備器具等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) その他施設の管理上必要な指示に従わない者

(特別設備等の制限)

第15条 利用者は、施設に特別な設備等を設置しようとするときは、あらかじめ指定

管理者に書面により申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者の負担においてその設備等を設置させることができる。

(目的外利用の禁止)

第16条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第17条 利用者は、指定管理者に対しその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3から別表第10までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(令2条例12・一部改正)

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、次の各号に掲げる理由に該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減免することができる。

- (1) 市が主催するとき 免除
- (2) 市が共催するとき 5割以下の減額
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による市内の市立学校、市内の幼稚園及び市内の認定こども園又は公立保育所、認可保育所及び認可外保育所が大会で利用するとき 免除
- (4) 市が補助金を交付している体育団体が大会で利用するとき 免除
- (5) 前2号の団体が利用する場合において、リハーサル若しくは練習等の場合に利用するとき 5割以下の減額
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者(その引率者を含む。)が利用するとき 5割以下の減額
- (7) 児童福祉法第12条第1項の児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の知的障害者更生相談所において知的障害者との判定を受けている者(その引率者を含む。)が利用するとき 5割以下の減額
- (8) 学校教育法第1条の特別支援学校又は同法第81条第2項の特別支援学級(小学

校及び中学校に限る。)の児童若しくは生徒(その引率者を含む。)が利用するとき 5割以下の減額

(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(その引率者を含む。)が利用するとき 5割以下の減額

(10) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3の老人福祉施設に入所している者(その引率者を含む。)が利用するとき 5割以下の減額

(11) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 免除又は9割以下の減額

2 前項第6号から第10号までのいずれかに該当する者が団体に利用する場合において、施設の利用料金の減額をするときは、その構成員の半数以上が当該各号に定める条件に該当するものとする。

3 第1項各号(第1号を除く。)のいずれかに該当して施設の利用料金の減免をするときは、附属施設設備及び衛生費の利用料金を減免しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 第1項の規定による減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、指定管理者に申請しなければならない。

(1) 氏名、電話番号及び住所又は居所

(2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

(3) 減免を受けようとする理由

(4) その他指定管理者が必要があると認める事項

5 前項の書面には、指定管理者が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(平28条例15・令2条例12・令3条例14・一部改正)

(利用料金の返還)

第19条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、施設を利用しないことについて、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が市長との協議を経て定める理由に該当するときは、当該料金の全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書の規定による返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、指定管理者に申請しなければならない。

(1) 氏名、電話番号及び住所又は居所

(2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

(3) 返還を受けようとする理由

(4) その他指定管理者が必要があると認める事項

3 前項の書面には、指定管理者が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(利用者の原状回復の義務)

第20条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は第13条の規定により、利用を制限され、若しくは利用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第21条 施設その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長が必要があると認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(指定管理者が行う業務)

第22条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に掲げる事業に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収及び返還に関する業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務で市長が別に定めるもの

(市長による管理)

第22条の2 第5条の規定にかかわらず、市長が施設の管理に係る業務を行う場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条から第12条まで、第13条第1項、第14条、第15条、第17条第1項及び第3項、第18条第1項及び第3項から第5項まで、第19条第2項及び第3項並びに第20条	指定管理者	市長
第6条	市長の承認を得て、これを	これを

第7条	市長の承認を得て、臨時に	臨時に
第13条第2項	市及び指定管理者は	市は
第17条の見出し、同条第1項から第3項まで、第18条の見出し、同条第1項から第3項まで、第19条の見出し、同条第1項及び別表第3から別表第10まで	利用料金	使用料
第17条第2項	定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする	定める額とする
第17条第4項	利用料金は、指定管理者の収入とする	使用料は、市長が徴収する
第19条第1項	その他指定管理者が市長との協議を経て定める理由に該当するときは	に該当するときは

(令2条例12・追加・一部改正、令3条例14・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第23条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) その他市長が必要があると認める事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

(指定管理者の選定等)

第24条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による施設の管理運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(平28条例15・一部改正)

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第25条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第22条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることのできた個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第26条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第28条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 施設の利用料金の徴収の実績

(3) 施設の維持管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要な事項

(報告、調査及び指示)

第27条 市長は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(令3条例14・一部改正)

(指定管理者の指定の取消し等)

第28条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第29条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(令3条例14・一部改正)

(指定管理者の指定及び取消しの告示)

第30条 市長は、第24条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第28条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令3条例14・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の浦添市立体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の浦添市立体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際、改正前の条例による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の条例の様式によるものとみなす。

(準備行為)

4 市長は、この条例の施行の日前においても、第24条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し、必要な手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成24年12月19日条例第44号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の浦添市立体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後

の浦添市立体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月26日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年9月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、前項ただし書の施行の日前においても、施設利用に関し必要な手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（令和3年3月23日条例第14号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月25日条例第32号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（令2条例12・一部改正）

施設の名称及び位置

名称	位置
浦添市陸上競技場	浦添市仲間一丁目13番1号
浦添市民体育館	
浦添市武道場	
浦添市多目的屋内運動場	
浦添市民相撲場	
浦添市多目的屋外運動場	
浦添市民球場	
浦添市民テニスコート	浦添市港川一丁目37番

別表第2（第6条関係）

（令2条例12・令6条例32・一部改正）

施設の開場時間

名称	開場時間
浦添市陸上競技場	9時から21時30分まで
浦添市民体育館	
浦添市武道場	
浦添市多目的屋内運動場	
浦添市民相撲場	
浦添市多目的屋外運動場	9時から日没まで。ただし、5月1日から10月31日までの期間は6時から日没まで、11月1日から翌年の4月30日までの期間は7時から日没までとすることができる。
浦添市民球場	9時から21時30分まで。ただし、5月1日から10月31日までの期間は6時から21時30分まで、11月1日から翌年の4月30日までの期間は7時から21時30分までとすることができる。
浦添市民テニスコート	7時から21時まで

別表第3（第17条関係）

浦添市陸上競技場の利用料金

(1) 専用利用料金

(単位：円)

区分	時間	午前	午後	夜間	全日	超過利用 料金
		9時～12 時	12時～17 時	17時～21 時30分	9時～21 時30分	1時間に つき
利用者がアマチ ュア体育・スポー ツ及びレクリエ ーションに利用 する場合	入場料を徴 収しない場 合	2,700	4,500	4,100	11,300	900
	入場料を徴 収する場合	4,100	6,800	6,100	16,900	1,400
利用者がアマチ ュア体育・スポー ツ及びレクリエ ーション以外に 利用する場合	入場料を徴 収しない場 合	5,400	9,000	8,100	22,500	1,800
	入場料を徴 収する場合	8,100	13,500	12,200	33,800	2,700

(2) 個人利用料金

(単位：円)

利用者	利用料金
一般	無料
小・中・高生	無料

(3) 附属施設設備利用料金

(単位：円)

附属施設設備名	単位	利用料金
放送施設	1回につき	1,000
屋外照明	1時間につき	専用利用のみ徴収する。 ・全灯の場合 520 ・2分の1点灯の場合 260
シャワー室	1人1回につき	100

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 入場料を徴収する場合は、1人に係る入場料（税込み）の最高額に100を乗じて得た金額を利用料金に加算する。
- 3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 利用時間を超えて利用した場合は、その超過した時間（1時間未満は、1時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 5 市民（本市に居住する者及び本市に事業所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の100分の30に相当する金額を加算する。
- 6 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表第4（第17条関係）

浦添市民体育館の利用料金

(1) 専用利用料金

(単位：円)

区分	時間	午前	午後	夜間	全日	超過利用料金

		9時～12時	12時～17時	17時～21時30分	9時～21時30分	1時間につき
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	10,200	17,000	17,000	44,200	5,600
	入場料を徴収する場合	11,100	18,500	17,500	47,100	5,600
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	15,600	26,000	32,000	73,600	8,600
	入場料を徴収する場合	53,400	89,000	81,500	223,900	17,800

(2) 部分利用料金

(単位：円)

種目	利用者	単位		利用料金		
バレーボール	一般	各種目ごとの1面につき	1時間につき	600		
	小・中・高生			300		
バスケットボール	一般			1,200		
	小・中・高生			600		
テニス	一般			1,200		
	小・中・高生			600		
ハンドボール	一般			1,700		
	小・中・高生			850		
バドミントン	一般			300		
	小・中・高生			150		
卓球	一般			150		
	小・中・高生			100		
その他	上記の種目に準じて定める。					

(3) 個人利用料金

(単位：円)

利用者	単位	利用料金
一般	2時間につき	100

小・中・高生		50
--------	--	----

(4) 附属施設設備利用料金

(単位：円)

附属施設設備名	単位	利用料金
移動ステージ	1回につき	1,000
放送施設		1,000
電光掲示板		1,000
シャワー室	1人1回につき	100

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 入場料を徴収する場合は、1人に係る入場料（税込み）の最高額に100を乗じて得た金額を利用料金に加算する。
- 3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 利用時間を超えて利用した場合は、その超過した時間（1時間未満は、1時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 5 市民（本市に居住する者及び本市に事業所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の100分の30に相当する金額を加算する。
- 6 専用利用において利用面積が総面積の2分の1を超える場合は、当該利用料金の全額を徴収する。ただし、その利用面積が総面積の2分の1以下の場合は、当該利用料金の2分の1の額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表第5（第17条関係）

浦添市武道場の利用料金

(1) 専用利用料金

(単位：円)

区分	時間				超過利用料金
	午前	午後	夜間	全日	
	9時～12時	12時～17時	17時～21時30分	9時～21時30分	1時間につき

アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する。	入場料を徴収しない場合	小・中・高生	剣道場	1,800	3,000	2,700	7,500	700	
			柔道場	1,800	3,000	2,700	7,500		
			空手場	1,800	3,000	2,700	7,500		
			トレーニング室	1,800	3,000	2,700	7,500		
	入場料を徴収する場合	一般	剣道場	2,200	3,600	3,300	9,000	800	
			柔道場	2,200	3,600	3,300	9,000		
			空手場	2,200	3,600	3,300	9,000		
			トレーニング室	2,200	3,600	3,300	9,000		
	入場料を徴収する場合		1人に係る入場料(税込み)の最高額に100を乗じて得た額に上欄の利用料金を加算する。						

(2) 個人利用料金

(単位：円)

利用者	単位	利用料金
一般	2時間につき	200
小・中・高生		100

(3) 附属施設設備利用料金

(単位：円)

種類	時間	午前	午後	夜間	全日	超過利用料金
		9時～12時	12時～17時	17時～21時30分	9時～21時30分	
会議室		900	1,200	1,400	3,800	400
冷房設備		1時間につき250				

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 利用時間を超えて利用した場合は、その超過した時間（1時間未満は、1時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 4 市民（本市に居住する者及び本市に事業所を有する団体をいう。）以外の者

が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の100分の30に相当する金額を加算する。

5 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表第6（第17条関係）

浦添市多目的屋内運動場の利用料金

(1) 専用利用料金

(単位：円)

区分		時間	午前	午後	夜間	全日	超過利用料金
		9時～12時	12時～17時	17時～21時30分	9時～21時30分	1時間につき	
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	10,200	17,000	17,000	44,200	5,700	
	入場料を徴収する場合	11,100	18,500	17,500	47,100	5,700	
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	17,100	28,500	34,500	80,100	9,500	
	入場料を徴収する場合	54,900	91,500	84,000	230,400	18,300	

(2) 部分利用料金

(単位：円)

種目	利用者	単位		利用料金
テニス	一般	各種目ごとの1面につき	1時間につき	1,200
	小・中・高生			600
ミニサッカー	一般			1,700
	小・中・高生			850
3オン3バス	一般			600

ケットボール	小・中・高生		300
ドッジボール	一般		600
	小・中・高生		300
ゲートボール	一般		900
	小・中・高生		450
その他	上記の種目に準じて定める。		

(3) サブアリーナ利用料金

(単位：円)

利用者	単位	利用料金
一般	1時間につき	600
小・中・高生		300

(4) 附属施設設備利用料金

(単位：円)

附属施設設備名	単位	利用料金
会議室	1時間につき	100
冷房設備		100
放送施設	1回につき	1,000
シャワー室	1人1回につき	100

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 入場料を徴収する場合は、1人に係る入場料（税込み）の最高額に100を乗じて得た金額を利用料金に加算する。
- 3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 利用時間を超えて利用した場合は、その超過した時間（1時間未満は、1時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 5 市民（本市に居住する者及び本市に事業所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の100分の30に相当する金額を加算する。
- 6 専用利用において利用面積が総面積の2分の1を超える場合は、当該利用料金の全額を徴収する。ただし、その利用面積が総面積の2分の1以下の場合は、当該利用料金の2分の1の額を徴収する。

7 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表第7（第17条関係）

浦添市民相撲場の利用料金

(1) 専用利用料金

(単位：円)

区分	時間	午前	午後	夜間	全日	超過利用料金
		9時～12時	12時～17時	17時～21時30分	9時～21時30分	1時間につき
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,500	2,500	2,300	6,300	500
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収する場合	2,300	3,800	3,400	9,400	800
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	3,000	5,000	4,500	12,500	1,000
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	4,500	7,500	6,800	18,800	1,500

(2) 個人利用料金

(単位：円)

利用者	利用料金
一般	無料
小・中・高生	無料

(3) 附属施設設備利用料金

(単位：円)

附属施設設備名	単位	利用料金
シャワー室	1人1回につき	100

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 入場料を徴収する場合は、1人に係る入場料（税込み）の最高額に100を乗じて得た金額を利用料金に加算する。
- 3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 利用時間を超えて利用した場合は、その超過した時間（1時間未満は、1時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 5 市民（本市に居住する者及び本市に事業所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の100分の30に相当する金額を加算する。
- 6 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表第8（第17条関係）

浦添市多目的屋外運動場の利用料金

(1) 専用利用料金

(単位：円)

利用者	単位	利用料金
一般	1時間につき	200
小・中・高生		100

(2) 個人利用料金

(単位：円)

利用者	利用料金
一般	無料
小・中・高生	無料

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 市民（本市に居住する者及び本市に事業所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の100分の30に相当する金額を加算する。
- 4 専用利用において、利用面積が総面積の2分の1を超える場合は、当該利用

料金の全額を徴収する。ただし、その利用面積が総面積の2分の1以下の場合
は、当該利用料金の2分の1の金額を徴収する。

5 専用利用において、利用者が、アマチュア体育・スポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合は、一般の利用料金に150円を加算する。

6 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表第9（第17条関係）

（令6条例32・一部改正）

浦添市民球場の利用料金

（単位：円）

区分			小・中・高生	一般・大学生	職業チーム
主要施設 利用 料金	練習の 場合	入場料を 徴収しな い場合	1時間につき 500	1時間につき 1,000	9時～13時 10,000
					13時～17時 10,000
					17時～21時30分 11,250
					9時～21時30分 31,250
		入場料を 徴収する 場合			1人に係る入場料(税込み) の最高額に100を乗じて得 た額に上欄の利用料金を加 算した額
	大会又 は興行 等の場 合	入場料を 徴収しな い場合	9時～13時 2,000	9時～13時 4,000	9時～13時 10,000
			13時～17時 2,000	13時～17時 4,000	13時～17時 10,000
			17時～21時30分 2,250	17時～21時30分 4,500	17時～21時30分 11,250
			9時～21時30分 6,250	9時～21時30分 12,500	9時～21時30分 31,250
		入場料を 徴収する 場合	9時～13時 6,000	9時～13時 10,000	1人に係る入場料(税込み) の最高額に100を乗じて得 た額に上欄の利用料金を加 算した額
13時～17時 6,000			13時～17時 10,000		
17時～21時30分			17時～21時30分		

			6,750	11,250
			9時～21時30分	9時～21時30分
			18,750	31,250
附属	シャワー室		1人1回につき	100
施設	放送施設		1試合につき	1,000
利用 料金	スコア ボード	BSO判定	1試合につき	500
		表示		
	電光掲 示板	BSO判定	1試合につき	1,000
		及び得点 表示		
		BSO判定、 得点及び 選手名表 示	1試合につき	2,000
	照明設 備	100%点 灯	1時間につき	3,200
70%点灯		1時間につき	2,200	
25%点灯		1時間につき	800	
衛生費	興行	1時間につき	2,500	
	大会	1時間につき	500	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 利用時間を超えて利用した場合は、その超過した時間（1時間未満は、1時間とみなす。）に応じ、この表に定める利用料金の1時間単位に除した利用料金の100分の20に相当する金額を当該利用料金に加算する。
- 4 市民（本市に居住する者及び本市に事業所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の100分の30に相当する金額を加算する。
- 5 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

別表第10（第17条関係）

（令2条例12・追加）

浦添市民テニスコートの利用料金

(1) 施設利用料金

（単位：円）

利用者	単位	利用料金
一般	1面1時間につき	440
小・中・高生		220

(2) 附属施設設備利用料金

（単位：円）

附属施設設備名	単位	利用料金
照明設備	1面1時間につき	230

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 利用時間を超えて利用した場合は、その超過した時間（1時間未満は、1時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 4 市民（本市に居住する者及び本市に事業所を有する団体をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の100分の30に相当する金額を加算する。
- 5 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。